

都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等 (令和6年度調査)

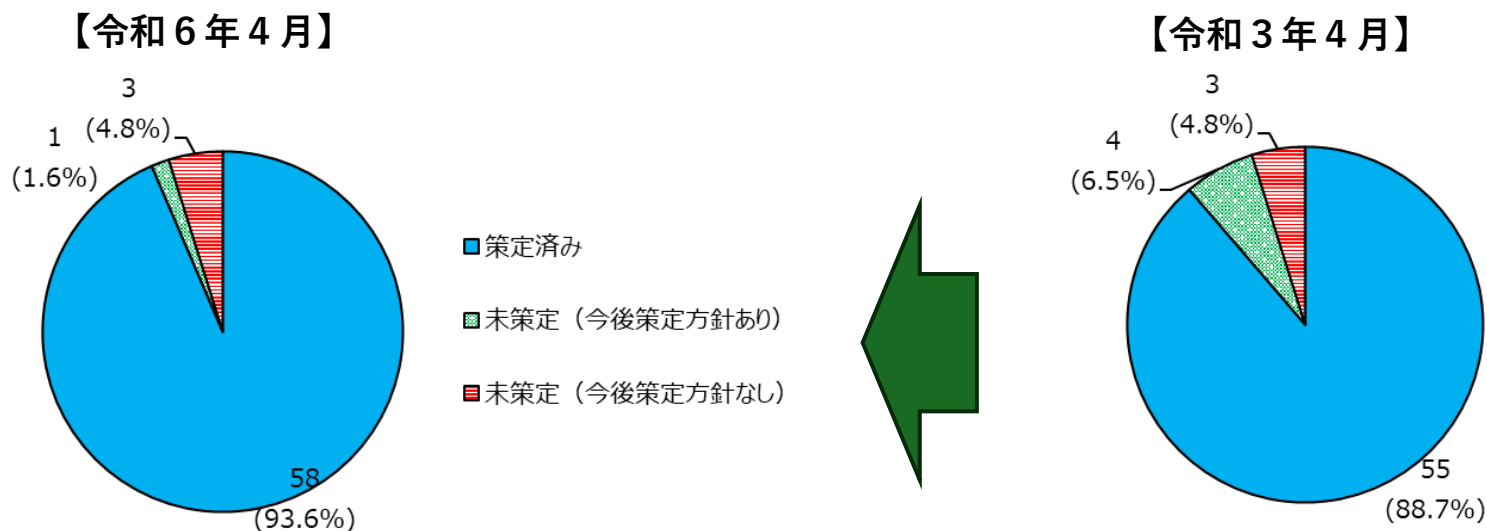
東京都福祉局生活福祉部

調査概要

- 目 的 東京都地域福祉支援計画の進行管理及び今後の施策検討等
- 実施期間 令和6年6月14日～7月17日
- 実施方法 電子メールでの調査票の送付・回収にて実施
- 回答結果 62区市町村（回答率100％）
- その他 重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査とあわせて実施

1 区市町村地域福祉計画の策定状況

- 策定の根拠は、社会福祉法第107条「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」
- 策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、努力義務とされている。



今後の計画策定方針「なし」の理由（自由記述）

- マンパワーが不足しているため
- 小自治体であり、また該当者も極少数であるため。
- 各担当事業ごとに計画があるため。
- 小規模自治体である。介護保険・高齢者福祉で対応している。

参考

国が実施した「地域福祉計画策定状況等調査結果」（令和5年4月時点、市町村数1736）においては、策定済み（85.9%：1492）、策定予定（4%：69）、策定未定（10.1%：175）となっている。

出所 <https://www.mhlw.go.jp/content/001226743.pdf>

2 計画内容

- 計画の策定にあたっては、社会福祉法第107条第1項の各号、
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項について記載する必要がある。
- 国は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日 4局連名通知）において、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを掲載し、各事項の内容を説明している。
- 都では、策定ガイドラインの内容を踏まえつつ、計画の記載内容について調査している。

計画に記載が多い項目（上位5項目）

	項目	現行計画	
		記載あり	記載なし
(ア)	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項	57	1
(イ)	上位計画としての位置付け又は他計画との関係に関する説明	56	2
(キ)	社会福祉協議会との連携に関する事項	56	2
(サ)	ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項	56	2
(ニ)	災害時要援護者対策に関する事項	56	2

※ 計画を策定していない4自治体を除く58区市町村

2 計画内容

計画に記載が少ない項目（下位5項目）

	項目	現行計画	
		記載あり	記載なし
(ク)	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進に関する事項	33	25
(コ)	企業・商店会との連携強化に関する事項	31	27
(ス)	共生型サービスの推進に関する事項	26	32
(ツ)	在宅医療に関する事項	30	28
(テ)	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方に関する事項	36	22

計画に記載されているその他の項目

	項目	現行計画	
		記載あり	記載なし
(ウ)	地域福祉活動計画（社協）との連携に関する事項	53	5
(エ)	住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制整備に関する事項	52	6
(オ)	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	52	6
(カ)	多機関の協働による包括的支援体制の構築に関する事項	53	5
(ケ)	地域住民等が集う拠点の整備に関する事項	48	10
(シ)	町会・自治会の活動の支援に関する事項	45	13
(セ)	住宅確保要配慮者の居住支援に関する事項	37	21
(ソ)	生活保護に関する事項	38	20
(タ)	子供の貧困対策に関する事項	38	20
(チ)	生活困窮者対策に関する事項	53	5
(ト)	社会的孤立者（引きこもり、刑余者、外国人等）支援に関する事項	51	7
(ナ)	権利擁護に関する事項（成年後見制度など）	55	3
(ヌ)	民生・児童委員の活動の支援に関する事項	51	7
(ネ)	福祉人材の確保・定着・育成に関する事項	54	4
(ノ)	福祉サービスの質の向上に関する事項	54	4
(ハ)	教育機関との連携強化に関する事項	42	16
(ヒ)	福祉のまちづくりに関する事項	47	11

※ 計画を策定していない4自治体を除く58区市町村

参考 その他の記載事項（自由記載）

福祉サービスなどの周知に関すること、移動支援に関すること、第三者評価事業の推進と支援、重層的支援体制整備事業に関する事項、意思決定支援の普及啓発、重層的支援体制整備事業計画、バリアフリー推進計画を内包予定、再犯防止に関する事項

3 計画の推進体制等

1. 圏域の設定

項目	回答数
あり	27
なし	35

※ 現在は未策定だが、計画を策定する方針がある1自治体・策定方針のない3自治体を含む。

2. 評価指標の設定

項目	回答数
あり	31
なし	31

3. 計画推進委員会の設置

項目	回答数
あり	44
なし	18

計画推進委員会の構成	回答数
庁内のみ	7
外部委員あり	38

※ 庁内をみの推進本部と、外部委員ありの推進協議会を持つ1自治体を含む。

4. 地域福祉コーディネーター等の配置

地域福祉コーディネーター等の配置への支援	回答数
あり	40
なし	22

配置状況	人数
令和3年度	283
令和4年度	304
令和5年度	340
令和6年度	398

5. 関係機関との連携

項目	回答数
社会福祉協議会	61
民生委員・児童委員	60
地域包括支援センター	58
子ども家庭支援センター	57
保健所	53
社会福祉法人	48
相談支援事業所（障害）	47
自治会・町会	46

項目	回答数
医療機関	45
警察	42
教育機関（大学等）、学校	42
NPO	40
ボランティア団体	37
一般企業・商店等	32
消防	28
UR・JKK等	25
※その他	10

※ その他について、具体的に記載

- 児童養護施設
- 介護保険サービス事業者
- 障害福祉サービス事業者
- 児童相談所
- 保育園・幼稚園等
- 在宅療養相談センター
- 生活・就労支援センター
- 障害者基幹相談支援センター
- 東京都住宅供給公社
- 生活困窮窓口
- 教育委員会
- 弁護士・司法書士等
- 不動産業者（大家など含む）
- ひきこもり家族会
- 水道局

3 計画の推進体制等

6. 関係機関との連携における課題

※ 自由記載（主な意見）

○ 個人情報について、共有する仕組みやルールの検討

個人情報保護の観点から個人情報の共有ができず、スムーズな連携の支障となっている。

○ 関係機関が同じ目線での課題共有

関係機関によって課題への認識で異なる部分があり、意識の醸成が必要である。

それぞれの機関における課題解決に対する温度差がある。

各関係機関が包括的な支援体制を担う主体であるという意識の醸成が進んでいない。

○ 関わるのが難しいケースにおける対応（例 受援拒否）

介入が必要なことが明白だが、本人にその認識がなく支援を拒否されている場合の介入方法

客観的に支援が必要な状況でも当事者からの同意がないため、支援機関の協力が得られず、解決に向けての支援が進まない場合がある。

○ 複雑化・複合化したケースに対応できる知識を持った人材が不足

○ 担当者の異動

各機関の担当者が変わった場合の情報連携、共有

○ マンパワー不足

多くの関係機関が多忙を極めており、連携に割ける余裕がない。

○ その他

構成員がどの会議でもほぼ同じであることから意見に偏りが出る可能性がある。

構成員が類似する会議体が多く存在するため、会議体の整理統合をしていく必要がある。

各機関に事業を定着させ、協力する体制を構築していくこと。

4 地域福祉を推進していくうえでの課題 ※ 自由記載（主な意見）

○ 地域資源の開発（新たな担い手の確保・育成）

地域活動の担い手の高齢化、町会等の活力の低下

地域活動への参加者の固定化、負担の増加。個人・団体など新たな担い手の確保と育成

○ 地域資源の開発（生活支援）

高齢者等の自立した日常生活の継続に必要な移動（買い物、病院への受診など）支援体制の充実
山間地であり、公共交通機関がバスしかないため、地域住民（特に高齢者や障害者、児童等自家
用車を運転できない方）の移動手段の確保が必要

○ 地域づくり

「我が事」（自分ごと）として捉えられるような地域づくり、福祉教育

地域とのつながりを望まない人の増加（時代の変化に対応した新しいつながりづくりの必要性）

個人情報やプライバシーを尊重しながらの見守り活動

集いの場の確保

○ 専門人材の確保・育成

複雑化・複合化した課題への対応、専門的なスキルを持った人材の育成

○ 庁内（外）連携、財源確保など

包括的な支援体制整備に係る庁内の連携体制の構築

支援関係機関との連携

重層的支援体制整備事業を推進するための財源

マンパワー不足

1. 社会福祉法の規定

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

2. 通知

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日 4局連名通知）

https://www.mhlw.go.jp/content/tuuti_210331.pdf